

令和5年度 第5回
山形地方最低賃金審議会

期 日 令和5年10月24日(火)
午前10時00分
場 所 山形労働局 大会議室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 議事
(1) 山形県特定(産業別)最低賃金の改正決定について(答申)
(2) その他
- 3 その他
- 4 閉会

資 料 目 次

I	令和5年度山形地方最低賃金審議会開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・	1
---	--------------------------------------	---

令和5年度 山形地方最低賃金審議会開催状況

回数	本 審		地域最賃専門部会		特 定 (産 業 別) 最 賃 専 門 部 会							
	月日	審議事項	月日	審議事項	一般産業用機械・装置等製造業 (略称)	電気機械器具等製造業 (略称)	自動車・同附属品製造業	自動車整備業	月日	審議事項	月日	審議事項
1	7/7	運営規程確認 地域最賃改正諮問 審議日程協議 地賃専門部会設置	7/25	部会長選出 運営規程確認 審議日程協議 改正金額審議	9/25	部会長選出 運営規程確認 基礎調査結果説明 審議日程協議	9/25	部会長選出 運営規程確認 基礎調査結果説明 審議日程協議	9/25	部会長選出 運営規程確認 基礎調査結果説明 審議日程協議	9/25	部会長選出 運営規程確認 基礎調査結果説明 審議日程協議
2	7/24	参考人意見聴取 基礎調査結果説明①	8/2	改正金額審議 目安伝達	10/2	改正金額審議	9/28	改正金額審議	10/5	改正金額審議	9/26	改正金額審議
3	8/18	地域最賃部会報告 地域最賃改正咨申 特賃必要性有無諮問 特賃必要性有無審議	8/3	改正金額審議	10/12	改正金額審議	10/10	改正金額審議	10/10	改正金額審議	10/4	改正金額審議
4	9/5	地域最賃異議諮問 地域最賃異議審議 地域最賃異議咨申 特賃必要性有無咨申 特賃金額改正諮問 特賃専門部会設置	8/8	改正金額審議 基礎調査結果説明②	10/23	改正金額審議 部会結審：○ (公益委員見解を労使受け入れ) 改正金額：961円 引上げ額：42円 引上げ率：4.57% 発効日：令和5年12月25日	10/19	改正金額審議 部会結審：● (公益委員見解を採決) 改正金額：945円 引上げ額：42円 引上げ率：4.65% 発効日：令和5年12月25日	10/16	改正金額審議 部会結審：● (公益委員見解を採決) 改正金額：961円 引上げ額：42円 引上げ率：4.57% 発効日：令和5年12月25日	10/13	改正金額審議 部会結審：○ (労使歩み寄り) 改正金額：965円 引上げ額：42円 引上げ率：4.55% 発効日：令和5年12月25日
5	10/24	特賃改正部会報告 特賃金額改正咨申	8/10	改正金額審議								
6	3月中旬 (予定)		8/17	改正金額審議 部会結審：● (公益委員見解を採決) 改正金額：900円 引上げ額：46円 引上げ率：5.39% 発効日：令和5年10月14日								

注) ○は全会一致 ●は使用者側反対 を表す。

令和5年10月24日

山形地方最低賃金審議会

会長 村 山 永 殿

山形地方最低賃金審議会

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金専門部会

部会長 丸 山 政 己

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年9月5日、山形地方最低賃金審議会において付託された山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金を次のとおり決定すること。

1 適用する地域

山形県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内でポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（家庭用エレベータ製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。以下同じ。）、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業、真空装置・真空機器製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業又は真空装置・真空機器製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間961円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和5年12月25日

○公益委員 コーエンズ久美子 本間佳子 丸山政己

○労働者代表委員 鈴木和幸 長瀬義明 西部政行

○使用者代表委員 岩田雅史 丹哲人 保科幸夫

令和5年10月24日

山形地方最低賃金審議会
会長 村 山 永 殿

山形地方最低賃金審議会
山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械
器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長 押 野 正 徳

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械
器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年9月5日、山形地方最低賃金審議会において付託された山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

山形県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（民生用電気機械器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務

ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、塗布、選別又は部品の差し、曲げ若しくは切りの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間945円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和5年12月25日

○公益委員 押 野 正 徳 コーエンズ久美子 丸 山 政 己

○労働者代表委員 朝 倉 義 幸 柿 崎 隆 英 納 富 聡

○使用者代表委員 太 田 宏 明 大 沼 拓 雄 高 橋 雅 之

令和5年10月24日

山形地方最低賃金審議会
会長 村 山 永 殿

山形地方最低賃金審議会
山形県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
部会長 村 山 永

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年9月5日、山形地方最低賃金審議会において付託された山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

山形県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの

（3）清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間961円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和5年12月25日

○公益委員 押野正徳 丸山政己 村山 永

○労働者代表委員 小川健司 今田美津良 今野直路

○使用者代表委員 岩田雅史 鈴木合子 鈴木 仁

令和5年10月24日

山形地方最低賃金審議会
会長 村山 永 殿

山形地方最低賃金審議会
山形県自動車整備業最低賃金専門部会
部会長 本間 佳子

山形県自動車整備業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年9月5日、山形地方最低賃金審議会において付託された山形県自動車整備業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

山形県自動車整備業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

山形県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車整備業（原動機付自転車に係るものを除く。以下同じ。）、
純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車整備業に
分類されるものに限る。）又は道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77
条の自動車特定整備事業（道路運送車両法施行規則第 3 条の分解整備を行うも
のに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者であって、前号の自動車の分解整備の業務
に従事する者に限る。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18 歳未満又は 65 歳以上の者

（2）雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 9 6 5 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和 5 年 12 月 25 日

○公益委員 押 野 正 徳 本 間 佳 子 村 山 永

○労働者代表委員 石 川 正 樹 小 野 英 晃 高 橋 英 樹

○使用者代表委員 佐 藤 光 芳 丹 哲 人 東 海 林 誠

令和5年10月24日

山形労働局長
小林 学 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 村 山 永

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されない
はん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最
低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年9月5日付け山形労発基0905第2号をもって貴職から諮問
のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達
したので答申する。

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金を次のとおり決定すること。

1 適用する地域

山形県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内でポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（家庭用エレベータ製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。以下同じ。）、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業、真空装置・真空機器製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業又は真空装置・真空機器製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間961円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和5年12月25日

令和5年10月24日

山形労働局長
小林 学 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 村 山 永

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械
器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年9月5日付け山形労発基0905第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

山形県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（民生用電気機械器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務

ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、塗布、選別又は部品の差し、曲げ若しくは切りの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間945円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和5年12月25日

令和5年10月24日

山形労働局長
小林 学 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 村 山 永

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年9月5日付け山形労発基0905第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
山形県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
 - (3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間961円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
令和5年12月25日

令和5年10月24日

山形労働局長
小林 学 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 村 山 永

山形県自動車整備業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年9月5日付け山形労発基0905第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

山形県自動車整備業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

山形県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車整備業（原動機付自転車に係るものを除く。以下同じ。）、
純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車整備業に
分類されるものに限る。）又は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77
条の自動車特定整備事業（道路運送車両法施行規則第3条の分解整備を行うも
のに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者であって、前号の自動車の分解整備の業務
に従事する者に限る。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間965円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和5年12月25日